



たかまる通信

第18号 2011.10.18

■発行／福岡たかまる後援会 TEL0952-20-0111



たかまるサポーターを募集しています

政治とカネの問題が取りざたされる中、私の事務所でも経費節減に努めています。それでも、政治活動にはお金がかかります。そんな私の政治活動をサポートしていただける方を募集しています。年間で1口2千円から(千円単位)お願いさせていただいている。皆様の暖かいお気持ちで、福岡たかまるを育てて下さい。お力添えをよろしくお願ひいたします。

郵便振込 口座記号番号:01700-2-76522
口座名義:たかまろう21
※専用の振込用紙も用意しています。
事務所にご一報頂ければおお届けします。

銀行振込 銀行支店名:佐賀銀行神野町支店
支店番号:613
口座番号:1656043
口座名義:たかまろう21



国会にお越しください

仕事場でもある国会を見学をしていただくことは、私にとっても大きな励みになります。参議院議員会館も昨年建て替えられ、現在919号室にいます。

お近くにお越しの場合は、是非気軽にお立ち寄りください。心よりお待ちしています。

[連絡先] 03-6550-0919 (担当:岩永・相澤)

あとがき

被災地に行ったときに、ただただ呆然としました。家や家族、学校や友人、職場や同僚を津波でなくした中で、明日に向かって復興していく気持ちをもつことは大変なことです。しかし、やらなければなりません。そして、その道筋をつけるのが政治の仕事です。

原発事故や津波被害などを受けて「想定外」という言葉がよく用いられます。私は、政治家が安易にその言葉を用いるのに違和感があります。どんな事態が起こっても対応するのが政治の仕事です。

日本人はこれまで幾多の困難に直面しても、知恵を出し合いそれを克服してきました。この国難も必ず乗り越えることができると信じます。時とともに他の地域の人の関心も薄まりますが、大切なことは風化させないことです。

政治の現場でも、私たちは抵抗するだけの野党ではなく、さまざまな提言を行いながら、協力すべきは協力して復興に取り組んでいきます。一刻も早く日本が元気を取り戻すために。

福岡たかまる事務所

事務所は八幡神社から西に
150メートルほど入ったところ
(旧岩永浩美事務所)です。
お近くにお越しの際は
お気軽に立ち寄り下さい。



佐賀事務所 〒840-0826 佐賀市白山一丁目4-18
TEL0952-20-0111
FAX0952-20-0666

国会事務所 〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1
参議院議員会館919号室
TEL03-6550-0919
FAX03-6551-0919

選挙制度改訂について

日本国憲法では、国会議員は「全国民を代表する」とされています。同時に「法の下の平等」も定められているため、国会議員一人を選ぶ有権者の数に著しい差があると、一票の価値にも差が生じることになつて、憲法違反と見なされます。衆議院では、是認される一票の格差の田安は2倍と言われます。

本年三月、最高裁は一票の格差が最大2.3倍あった2009年の衆議院選挙を「違憲状態」と判断し、「一人別枠方式」の廃止が必要との認識を示しました。

一人別枠方式は、小選挙区の定数300をまず47都道府県に1ずつ配分し、残りの253を都道府県人口に応じて比例配分する仕組みで、地方への配慮から設けられた仕組みです。

最高裁判決の通り「一人別枠方式」を廃止した場合、2010年国勢調査の速報値を当てはめると東京都が定数5から増の3へ、佐賀県が3から1減のことになります。

併せて、昨年7月に行われた参議院選挙に関しても、最大格差の5倍を違憲とする判断が高裁レベルで示され、参議院についても見直しの検討が進められています。

都道府県単位では格差のは正が難しいため、ブロック制や合区なども検討の俎上に上がっています。

民主党は有権者の少ない選挙区を合区する案を決定しています。民主党案では、合区する選挙区は長野・山梨・石川・福井、鳥取・島根、徳島・高知、長崎・佐賀。改選定数は長野・山梨は2、それ以外は1とするとなつています。

ると東京の1km²に対しても佐賀は1km²と17倍もの面積をカバーしなければならないのです。

本年は、東日本大震災や台風被害など、大きな災害に見舞われました。災害復旧や防災をどうしていくのか。また、佐賀県にも原子力発電所がありますが、大消費地のエネルギーの多くを人口の少ない地域が供給しています。

地方経済の疲弊は激しく、都市部との経済格差も広がっています。農山漁村をどうやって守っていくかという大きな課題もあります。こういったことを考えると、人口のみを基準とした選挙制度を見直すことに私は反対です。

最高裁判決では、「この選挙制度によって選出される議員は、いずれの選挙区から選出されたかを問わず、全国民を代表して国政に関与することが要請されていふのであり、相

対的に人口の少ない地域に対する配慮はそのような活動の中でも全国的な視点から法律の制定等にあたつて考慮されるべき事柄であつて、地域性にかかる問題のために、殊更にある地域の選挙人と他の選挙人の間に投票価値の不平等を生じさせる合理性があるとはいひ難い」と述べています。

たしかにそれが理想ですが、本当に都市部の国会議員が地方のために真剣に汗をかいいていただけるかは疑問です。どうしても、自分を選んでいただく有権者のほうに向いてしまったのが、議員心理といつものです。

三権分立の中で、最高裁の判断は重いです。しかし、昭和39年の最高裁判決では「むとより議員定数を選挙人の人口数に比例して各選挙区に配分することは平等の原則から望ましいが、選挙区の大小、歴史的沿革、行政区画別議員数の振合等の諸要素を考慮に入れて配分する」とも不合理的ではないとの判断が示されたことがあります。

この秋から、国会でも各党間で見直しの議論が本格化していきます。私は、佐賀県を代表するものの一人として、地方への配慮を主張し続けていきたいと思います。

うと上院になりますが、米国の上院議員の定数は、人口や経済状況に関係なく各州2名であり、格差になると70倍を超えていました。衆議院(下院)と区別する意味でも、参議院を地域代表とするこことわ一案です。その場合には憲法改正を要しますが、そういう観点で憲法の見直しを考えることも必要だと思います。

フォトアルバム

